



安心のネットワーク

NOSAI北海道

果樹共済

実りと暮らし、
守る



加入できる くだもの及び 引受方式

加入できるくだものは りんごとぶどう

北海道で果樹共済に加入できるくだもの（樹種）は
「りんご」と「ぶどう」の2種類です。

また、果樹共済には果実を補償する「収穫共済」と
樹体を補償する「樹体共済」があります。

収穫共済における引受方式は以下のとおりです。



引受方式

収穫共済



りんご

- ・全相殺減収方式
- ・半相殺減収総合（短縮・一般）方式
- ・地域インデックス方式



ぶどう

- ・災害収入共済方式
- ・全相殺減収方式

樹体共済



りんご



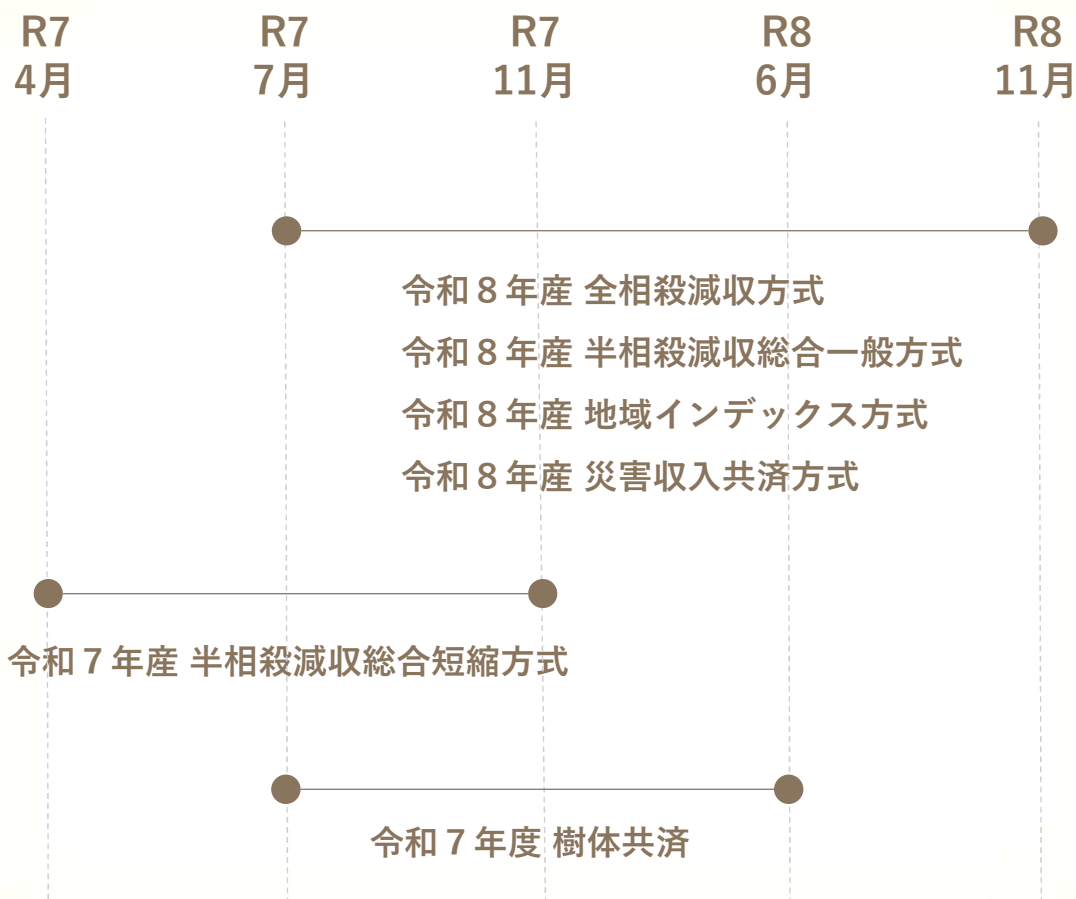
ぶどう





引受方式ごとの責任期間（令和7年度）

果樹共済の責任期間は、引受方式によって約1年半の責任期間のもの（花芽の形成期から翌年の収穫期）と約7か月の責任期間のもの（発芽期から当年産の収穫期）の2種類があり、約1年半の責任期間については、加入した年の果実は補償されず、翌年に収穫する果実を補償します。



対象となる災害

収穫共済

風水害・ひょう害・干害・寒害・
雪害・暖冬害・凍霜害・冷害・冷湿害・
雨害湿潤害・雷害・地震の害・噴火の害・
地すべりの害・火災・病害・虫害・鳥害・
獣害による果実の減収

樹体共済

すべての気象災害・病虫害・鳥獣害・
火災・地震噴火による樹木の枯死・
流出・埋没・損傷



A 令和7年産の 果実を補償 (りんご)

半相殺減収
総合短縮方式

令和7年産
果実を補償

発芽期から
果実の収穫まで補償
(約7ヶ月間)

3割・4割・5割
(7割・6割・5割)

類区分ごとに5a以上を
栽培している農家

丸葉：8年生から
矮台：4年生から

果実の減収量が、
基準となる収穫量の
3割・4割・5割
(支払開始割合)
を超えるとき

3月15日～
4月10日まで

4月25日

樹園地にて
収穫量を実測で調査

B 令和8年産の 果実を補償 (りんご)

全相殺減収方式

半相殺減収
総合一般方式

地域インデックス
方式

令和8年産果実を補償

花芽の形成期から、その花芽に係る
果実の収穫期までの約1年半

2割・3割・4割
(7割・6割・5割)

3割・4割・5割
(7割・6割・5割)

1割・2割・3割
(9割・8割・7割)

類区分ごとに5a以上を栽培している農家
※全相殺減収方式加入は過去5か年間及び今後も以下の方法により適正に
出荷量もしくは収穫量が確認できる方。
①出荷団体からの出荷伝票 ②青色申告書等資料 ③税務申告に係る帳簿

丸葉：7年生から
矮台：3年生から

果実の減収量が基準となる収穫量の
2割・3割・4割
(支払開始割合)
を超えるとき

3割・4割・5割
(支払開始割合)
を超えるとき

統計収穫量より算出した
減収量が基準となる収穫量の
1割・2割・3割
(支払開始割合)を超えるとき

5月1日～5月15日まで

7月1日

樹園地にて
収穫量を実測で調査

農林統計単収に
よる調査

※上記統計単収を用いて
損害査定を行うことから、
個人の被害は反映されません。

●出荷数量調査
出荷団体からの伝票等による
調査
●青色申告調査
青色申告書等による書類調査
●白色申告調査
税務申告に係る帳簿による調査

C 令和8年産 収穫共済（ぶどう）

全相殺減収方式

災害収入共済方式

令和8年産果実を補償

花芽の形成期から、その花芽に係る
果実の収穫期までの約1年半

2割・3割・4割
(7割・6割・5割)

共済限度割合
8割・7割・6割

類区分ごとに5a以上栽培し、過去5年間および今後も以下の方法により適正に出荷量
もしくは収穫量が確認できる農家（災害収入共済方式は品質又は価格の資料等を含む）。

①出荷団体からの出荷伝票 ②青色申告書等資料 ③税務申告に係る帳簿（全相殺減収方式のみ）

2年生から

果実の減収量が、
基準となる収穫量の
2割・3割・4割を
超えるとき

当該年産の品質を
加味した収穫量が基準収穫量を下回りかつ、生産
金額が基準生産金額を下回ったとき

5月1日～5月15日まで

7月1日

- 出荷数量調査 出荷団体から伝票等による調査
 - 青色申告調査 青色申告書等による書類調査
 - 白色申告調査
- 税務申告に係る帳簿による調査（全相殺減収方式のみ）

収穫共済または
収入保険との
セット加入OK！

樹体共済（りんご・ぶどう）

果実の減収量を補償する収穫共済に対し、樹体そのものの損害を共済の対象とする制度です。
樹体の損害を補償する資産共済であることから、補償対象が異なる収穫共済または収入保険と重複して加入することができます。



補償する期間	7月2日から1年間
加入面積要件	5a以上の農家
申込期間	5月1日～5月15日まで
掛金納入期限	7月1日
加入樹齢（令和7年度時点）	りんご：丸葉7年生・矮台3年生 ぶどう：2年生から
共済価額	細区分ごとと樹齢区分ごと 標準収穫量×kg当たり価額×樹齢区分別換算係数※

※標準収穫量は、園地条件、肥培管理、樹体の損傷状況等を現地にて確認のうえ補正されます。
※樹齢区分別換算係数とは、樹体の育成費用や将来の期待収益を加味した係数です。



りんご（一例）
樹齢11年～15年：6.2
16年～20年：6.7
21年～30年：6.9



ぶどう（一例）
樹齢11年～15年：5.0
16年～20年：5.1
21年～25年：4.0

共済価額例（りんごの場合）

標準収量表		引受 本数 (本)	標準 収穫量 (kg)	kg当たり 価額 (円)	標準 収穫金額 (円)	樹齢区分別 換算係数	共済価額 (円)
つがる (樹齢)	1本当たり 収穫量 (kg)						
8年生	24	5	120	212円	25,440	4.6	117,024
15年生	48	10	480		101,760	6.2	630,912
20年生	76	5	380		80,560	6.7	539,752
合計		20	980		207,760	—	1,287,688

共済金額（補償金額）

共済価額 × 40%～80%の範囲内で農家が選択

共済金額例

共済価額 1,287,688円 × 補償割合 80% = 1,030,000円（千円以下切り捨て）

共済掛金

共済金額 × 共済掛金率

共済掛金例

共済金額 1,030,000円 × 共済掛金率 1.47% = 15,141円

農家負担掛金等

共 済 掛 金 ： 15,141円 - 国庫負担(1/2) 7,570円 = 7,571円 ①

賦 課 金 ： 従量割（1,030,000円 ÷ 10,000円 × 5.843円※） = 601円 ②
固定割 = 5,000円 ③

※賦課単価はセンターによって異なります

農家負担掛金等： ① + ② + ③ = 13,712円

損害認定の対象となる損害	樹体の損傷の程度が10万円（共済価額の1/10が10万円に満たない場合は1/10の額）を超えた場合に対象となります。
損害の額の算定方法	樹齢区分別の果樹ごとの1本当たりの価額 × 全損換算本数※の合計

※全損換算本数とは…〔樹齢区分別の損害程度別の本数 × 損害程度の割合〕の合計

樹体被害は、すべての樹体が根元から折損した全損だけでなく、片枝になってしまった場合など損傷程度が異なるため、全損になった本数に換算します。

損傷程度	全損	分損				
		90%以上	80%以上 90%未満	70%以上 80%未満	60%以上 70%未満	50%以上 60%未満
割合	100%	95%	85%	75%	65%	55%

例）8年生の樹体が1本全損、20年生の樹体が10本損害程度50%にて伐倒の場合

樹齢	損害程度	損傷程度の割合	全損換算本数
8年生	全損	100%	1本
20年生	50%以上60%未満	55%	5.5本



共済金の支払い

ご加入いただいた果実又は樹体に被害が発生した場合、以下の支払方法によって共済金をお支払いいたします。

収穫共済

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{支払割合}$$

支払割合は、損害割合（減収量 ÷ 基準収穫量）に応じて計算されます。

例

全相殺減収方式 共済金額1,000,000円 損害割合50%

（共済金）380,000円 = （共済金額）1,000,000円 × （支払割合）38%

支払割合算出方法

支払開始割合	共済金支払割合
1割	$10 \div 9 \times \text{損害割合} - 1 \div 9$
2割	$5 \div 4 \times \text{損害割合} - 1 \div 4$
3割	$10 \div 7 \times \text{損害割合} - 3 \div 7$
4割	$5 \div 3 \times \text{損害割合} - 2 \div 3$
5割	$2 \times \text{損害割合} - 1$

損害割合ごと支払割合

区分		損害割合 (%)								
		11	21	31	50	60	70	80	90	100
共済金支払割合 (%)	半相殺減収総合方式	—	—	1	29	43	57	71	86	100
	全相殺減収方式	—	1	14	38	50	63	75	88	100
	地域インデックス	1	12	23	44	56	67	78	89	100

※半相殺減収総合方式30%、全相殺減収方式20%、地域インデックス方式10%の支払開始割合で加入の場合

樹体共済

$$\text{共済金} = \text{共済金額} \times \text{損害額の割合}$$

（樹体の損害額/共済価額）

樹体の損害額計算方法

樹齢	損害程度	割合	全損換算本数	樹齢毎1本当たり価額	樹体の損害額
8年生	全損	100%	1本	20,424円	20,424円
20年生	50%以上 60%未満	55%	5.5本	94,202円	518,111円

樹体の損害額の合計 538,535円…②

共済金計算方法 共済金額898,000円…① 損害額538,535円…② 共済価額1,123,690円…③

共済金額 ①	損害額 ②	共済価額 ③	損害額の割合 ④ = ② ÷ ③	共済金 ① × ④
898,000	538,535	1,123,690	48%	431,040円



引受方式ごとと共済金額・掛金

※令和8年産から賦課金の賦課方法が変わります。詳細は別紙「[賦課金改定パンフレット](#)」を参照願います。



りんご（10aあたり）

半相殺減収総合方式

加入区分	類区分	共済金額	負担額（一般）	負担額（短縮）
第1区分	1類	197千円	5,989円	5,378円
	2類	172千円	6,631円	5,960円
	3類	189千円	7,626円	6,852円

全相殺減収方式

加入区分	類区分	共済金額	負担額
第1区分	1類	184千円	5,263円
	2類	279千円	10,128円
	3類	216千円	8,208円
第2区分	4類	195千円	6,864円

地域インデックス方式

加入区分	類区分	共済金額	負担額
第3区分	4類	285千円	3,933円

樹体共済

共済金額	負担額
1,614千円	11,863円

※補償額は加入地域における平均10a当たり標準収穫金額（R6年産）に全相殺方式・半相殺方式は70%、

地域インデックス方式は90%で算出

※樹体共済の樹齢区分別換算係数は平均樹齢の16年生から20年生の適用係数6.7を使用し算出。

※全相殺減収方式は1類から3類は出荷量調査及び青色申告調査、4類は白色申告書等による調査方式になります。



ぶどう（10aあたり）

全相殺減収方式

加入区分	類区分	共済金額	負担額
第1区分	1類	140千円	2,800円
	2類		
	3類		
第2区分	5類		

災害収入共済方式

加入区分	類区分	共済金額	負担額
第4区分	6類	160千円	2,624円

樹体共済

共済金額	負担額
800千円	2,360円

※補償額は加入地域における平均10a当たり生産金額（200千円）に全相殺方式70%、災害収入共済方式は80%で算出。

※樹体共済の樹齢区分別換算係数は平均樹齢の11年生から15年生の適用係数5.0を使用し算出。



細区分ごとの品種およびkg当たり価額



りんご（kgあたり）

加入区分・類区分		細区分	主な品種	R 7 年産 価額	R 8 年産 価額	引受方式
第 1 区分	第 3 区分					
1 類	4 類	1 群	つがる・あかね・きたかみ・さんさ など	195円	212円	第 1 区分 ・全相殺減収方式 （帳簿全相殺方式以外） ・半相殺減収総合方式（短縮・一般） 第 3 区分 ・地域インデックス方式
		2 群	旭・未希ライフ・きおう	227円	227円	
3 群		北斗・ひめかみ・紅将軍・昂林・弘前ふじ・レッドゴールド	201円	211円		
4 群		おいらせ・涼香の季節・ハックナイン・紅玉・むつ・北紅・ノースクイーン・4-23・デリ系など	164円	184円		
3 類		5 群	王林・ふじ・あいかの香り・シナノゴールド など	240円	218円	
		6 群	ぐんま名月	457円	436円	
第 2 区分 4 類		全品種		539円※	541円※	・全相殺減収方式 （帳簿全相殺方式）

※半相殺減収総合短縮方式のみ令和 7 年産適用

※第 2 区分（帳簿全相殺方式）のkg当たり価額は、記載の価額を上限とし、本人の過去 4 か年の平均価額と記載価額のいずれか低い価額を使用します。



ぶどう（kgあたり）

加入区分	類区分	細区分	主な品種	R 8 年産 価額	引受方式
第 1 区分	1 類	1 群	早生の品種	269円	・全相殺減収方式 （帳簿全相殺方式以外）
	2 類	2 群	中生の品種	291円	
	3 類	3 群	晩生の品種	334円	
第 2 区分	5 類	全品種		3,388円※	・全相殺減収方式 （帳簿全相殺方式）

※第 2 区分（帳簿全相殺方式）のkg当たり価額は、記載の価額を上限とし、本人の過去 4 か年の平均価額と記載価額のいずれか低い価額を使用します。

注意事項

※必ずご確認ください。

損害通知（被害申告）

共済事故が発生した場合は速やかに事故発生通知をしてください。

損害通知（被害申告）がない場合は損害評価ができませんので十分注意して下さい。

注意事項 ※必ずご確認ください。

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- ① 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- ② 加入者が損害防止のため特に必要な処置について組合の指示に従わなかったとき。
- ③ 加入者が事故発生通知または損害通知の義務を怠ったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ④ 加入者が加入している果樹を譲渡し、伐倒し、もしくは高接ぎしたことについての通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑤ 加入者が加入申込みの際、悪意または重大な過失によって次に掲げる事項等を通知せず、または不実の通知をしたとき。

ア．樹園地の所在地、面積、果樹の品種、栽培方法、樹齢別本数

イ．既に共済事故が発生している果樹があることまたはその事故の原因が生じている果樹があること。

- ⑥ 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。



果樹共済を通して、
果樹と農業者の未来を守ります。

お問い合わせ

北海道農業共済組合 農作部 園芸果樹グループ

住 所：札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル15階

電 話：011-271-7234

果樹共済



2025年2月改訂